

ご利用にあたってのお知らせ

★お知らせ

今井町内貸館施設(今井まちや館・今井まちや館 別館・今井まちづくりセンター)については、今後、以下のような手順ならびに対策等を講じたうえで施設のご利用をお願いいたします。

①仮予約をしてください

使用を希望する施設を決めて、今井町並保存整備事務所に連絡し、希望日時をお伝えください。空いていましたら仮予約いたします。

仮予約の申し込み：0744-29-7815

(予約時の月を含む6ヶ月先までの分が予約可能です)

②使用許可申請書を作成してください

「檀原市まちなみ交流センター使用許可申請書」に必要事項を記入してください。

申請書の様式は、今井町並保存整備事務所と今井まちなみ交流センター「華薨」で配布しているほか、檀原市のホームページからもダウンロードできます。

ホームページからダウンロードする場合

・檀原市トップページ > 観光・文化・スポーツ > 歴史・文化財 > 檀原市今井町 > 今井町内貸室施設・貸室利用手続き > 今井町内施設の貸室利用手続き

今井まちなみ交流センター「華薨」の東側には**今井まちなみ広場駐車場**があります。この駐車場をご利用の場合、「檀原市まちなみ交流センター使用料減免申請書」を併せて提出することで、駐車料金の減免を受けることができます。

③申請書を提出してください

申請書は今井町並保存整備事務所に直接提出するか、郵送にてお送りください。

メールにて受付も可能です。その場合には、仮予約の際にお伝えください。

(ご使用の4営業日前までに提出してください)

④使用料のお支払いと鍵の受け渡しについて

使用許可の決定がされましたら、使用料のお支払いや鍵の受け渡しの日時を今井町並保存整備事務所職員と調整してください。原則として下記時間中の対応となります。

平日：今井町並保存整備事務所（8：30～17：15）

土日祝：今井まちなみ交流センター「華葦」内

委託者名：（一社）観光協会（9：00～17：00）

施設使用時の鍵の受渡しは原則、使用当日の業務時間内です。**時間外に返却する場合は、下記のとおり、鍵をお返しく下さい。**

- ① 平日：今井町並保存整備事務所のポストへ返却**
- ② 翌日が休日の場合（15:00以降）：華葦（観光協会）のポストへ返却**
- ③ 休日：華葦（観光協会）のポストへ返却**

お問い合わせ

施設使用についてのお問い合わせは、下記までご連絡してください。

〒634-0812

奈良県橿原市今井町1丁目10番9号

今井町並保存整備事務所（8：30～17：15）

電話番号：0744-29-7815